

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限 **9月30日(月)**

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

無料税務相談



期日 9月18日(水)
時間 13:30~16:00
場所 役場 第1会議室(2階)
問い合わせ先
財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

ご相談は役場保険室(☎26・2249)へ
国民健康保険(国保)に関するお知らせ



**10月から保険証が
新しくなります**

10月1日から使用できる新しい保険証(緑色)は、9月中旬ごろ各世帯主あてに送付します。保険証が届いたら、氏名などに誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認してください。

現在の保険証(紫色)は、10月1日以降使用できません。保険室窓口へ返却するか、ご自分で破棄してください。

国保税は期限内に納付を

国保税を滞納すると、通常の有効期限(1年間)より有効期間が短い短期被保険者証や資格証明書を交付することがあります。資格証明書が交付された場合、医療費はいったん**全額自己負担**することになります。

このように、国保税の納付は保険証の発行にも関わります。納期内に納付しましょう。

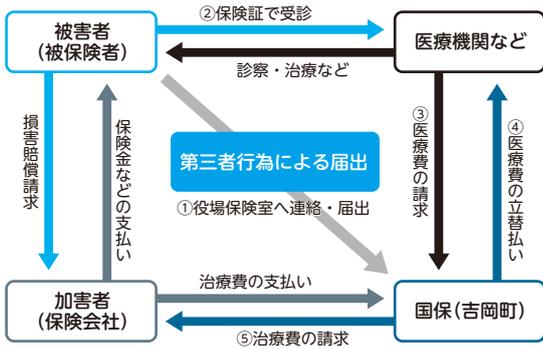
**第三者行為による交通事故
などに遭ったらまず連絡を!**

国保加入者が交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷したり病気になるたりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。しかし、その治療費は、本来加害者が過失に応じて負担すべきものであるため、国保が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者行為に該当する事例

- 交通事故
- ※バイクや自転車によるものも含む
- 他人のペットなどによるけが
- 不当な暴力や傷害行為によるけが
- スキー・スノーボードなどの接触事故
- 他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故
- 購入食品や飲食店などでの食中毒

第三者行為による負傷で保険証を使う場合の流れ



**第三者行為による事故に
遭ってしまったら**

- 役場保険室へ速やかに連絡しましょう。
- 小さな事故でも警察に連絡しましょう。
- 住所・氏名・電話番号など、相手(加害者)の身元を確認しましょう。
- 交通事故では、相手(加害者)の運転免許証・車検証・自動車損害賠償責任保険の証明書などを確認しましょう。
- どんなに軽いけがでも、医師の診察を受けましょう。
- 医師の診察を受ける際は、第三者によるけがなどであることを正しく伝えましょう。

**ジェネリック医薬品を
「活用」ください**

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働省の認可を得て製造販売される、新薬と同じ有効成分を含む医薬品です。価格は概ね新薬の7割以下です。

薬代の差額を通知します

服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人へ、切り替えた場合の自己負担額の差額が分かるジェネリック医薬品差額通知を送付します。切り替えの検討にご活用ください。

ジェネリック医薬品への 切り替え方法

- ① 受診している医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。
 - ② 新しい保険証と一緒に届くジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口で提示する。
- ※新薬しかない場合や、飲み合わせが変わる場合があります。**医療機関で十分相談した上で切り替えてください。**

世界の恒久平和を願う

戦没者追悼式

戦後74年の年に町民の皆さまと共に、先の大戦で犠牲になられた方々を心から追悼し、その尊い犠牲を無にすることがないよう、世界の恒久平和を願い、戦没者追悼式を行います。

▼期日 10月30日(水)

▼時間 午後1時30分開場
午後2時開式

▼場所 文化センターホール



▼問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室
☎26・2244(直通)

国民年金の任意加入制度

65歳からの老齢基礎年金を受け取るために

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額を受け取ることができません。納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額に近付けることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間など

が原則として10年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することが可能です。また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、任意加入することが可能です。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)

渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607



2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

政府広報

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか？

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様への身近な行政に生かされています。



引上げ分は何に使われるのですか？

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか？

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

政府広報 消費税

検索

